

欠課・欠席

長期欠席届

疾病または傷病その他の事故でやむをえず連続して7日間以上にわたって欠席する場合は、医師の診断書、事故を証明する事由書等を添えて教務課へ届け出てください。

公用による欠課

公用による欠課とは、学長が授業運営上必要と認め当該学生を欠課させることをいいます。
公用による欠課は、欠課時数に含めません。

忌引による欠課

忌引の取扱いはずきの通りです。

死亡した者	忌 引 日 数	
	血 族	姻 族
父 母	7	3
祖 父 母	3	1
兄 弟 姉 妹	3	1
配 偶 者	1 0	
子	5	

忌引による欠課は指定された日数に限り欠課時数に含めません。

忌引による欠課をする者は、ただちに忌引届けをもって教務課に届け出てください。

出席停止

インフルエンザなどの感染症にかかり、医師が他者への伝染の恐れがあると診断した場合、学校保健安全法で出席停止が定められています。

出席停止の対象となる感染症にかかった場合は、感染がわかった時点ですみやかに大学（保健室または学生課）へ電話連絡し、指示に従ってください。出席停止の措置をとります。

なお、出席停止の期間は、通常の欠席とは区分され「忌引」などと同じ扱いとなり、出席すべき開講授業時数から除かれます。

対象となる感染症など詳細は Campus Life Guide を参照してください。

欠課時数が、開講授業時数の3分の1を越えた場合は、当該授業科目の受験資格を失うので充分注意してください。